

○国立大学法人埼玉大学教職員特定年俸制給与等規則

〔令和4年1月27日
規則第22号〕

改正 令和4.3.28 3規則67 令和4.11.24 4規則31
令和5.11.30 5規則39

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人埼玉大学教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第29条第1項に基づき、国立大学法人埼玉大学（以下「本学」という。）に勤務する特定年俸制の適用を受ける教職員（以下「特定年俸制適用教職員」という。）の給与について必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者等)

第2条 特定年俸制適用教職員は、次に掲げる教職員（国立大学法人埼玉大学特定有期雇用教職員就業規則第3条第1項に規定する特定有期雇用教職員を除く。）とする。

- (1) 令和4年2月1日以降に採用された教授、准教授、講師、助教、総括U R A、主任U R A及びU R A
- (2) 国立大学法人埼玉大学教職員給与規則（以下「教職員給与規則」という。）に定める教育職本給表（一）の適用を受ける教職員のうち、特定年俸制適用教職員となることを希望し、学長が特定年俸制適用教職員となることを認めた者

2 前項第2号の規定により特定年俸制適用教職員となった場合は、再度、教職員給与規則に定める教育職本給表（一）の適用を受ける教職員となることはできない。

(法令との関係)

第3条 この規則に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他の法令の定めるところによる。

(給与の種類)

第4条 特定年俸制適用教職員の給与は、基本年俸、業績給及び諸手当とし、それぞれ次の各号に定める区分により支給する。

- (1) 基本年俸の12分の1を本給とする。
- (2) 業績給は、業績手当及び外部資金獲得手当とする。
- (3) 諸手当は、本給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、管理職員特別勤務手当、超過勤務手当、深夜勤務手当及び研究代表者等特別手当とする。

(基本年俸の決定等)

第5条 特定年俸制適用教職員の受ける基本年俸の額は、別表に定める職務の級及び号給により決定する。ただし、雇用期間が1年に満たない場合における基本年

俸の額は、職務の級及び号給により決定される基本年俸の額を基準とし、当該雇用期間に応じて決定する。

2 職務の級及び号給は、その者の学歴、免許・資格、業務経験、業績、他の教職員との均衡及び予算を考慮して決定する。

3 前2項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認める場合は、別表に定める級号給以外の額を基本年俸の額として決定することができる。

4 前3項に規定するもののほか、基本年俸の決定等に関し必要な事項は、別に定める。

(昇格及び降格)

第6条 勤務成績が良好な特定年俸制適用教職員については、その者の資格に応じて、上位の職務の級に昇格させることができる。

2 特定年俸制適用教職員の勤務成績が著しく不良な場合は、下位の職務の級に降格させることができる。

(業績手当)

第7条 業績手当に関する事項は、別に定める。

(外部資金獲得手当)

第8条 外部資金獲得手当に関する事項は、別に定める。

(本給の調整額)

第9条 本給の調整額は、教職員給与規則第15条の規定を準用する。

(管理職手当)

第10条 管理職手当は、教職員給与規則第16条の規定を準用する。

(初任給調整手当)

第11条 初任給調整手当は、教職員給与規則第17条の規定を準用する

(扶養手当)

第12条 扶養手当は、教職員給与規則第18条の規定を準用する。

(地域手当)

第13条 地域手当は、教職員給与規則第19条の規定を準用する

(住居手当)

第14条 住居手当は、教職員給与規則第20条の規定を準用する。

(通勤手当)

第15条 通勤手当は、教職員給与規則第21条の規定を準用する。

(単身赴任手当)

第16条 単身赴任手当は、教職員給与規則第22条の規定を準用する。

(特殊勤務手当)

第17条 特殊勤務手当は、教職員給与規則第23条の規定を準用する。

(管理職員特別勤務手当)

第18条 管理職員特別勤務手当は、教職員給与規則第26条の規定を準用する。

(超過勤務手当)

第19条 超過勤務手当は、教職員給与規則第27条の規定を準用する。

(深夜勤務手当)

第20条 深夜勤務手当は、教職員給与規則第27条の2の規定を準用する。

(期末手当相当額及び勤勉手当相当額)

第21条 特定年俸制適用教職員（引き続き他の国立大学法人等から本学の特定年俸制適用教職員となった場合で教職員給与規則に定める教育職本給表（一）相当の適用を受けていた場合を含む。）のうち、教職員給与規則に定める期末手当及び勤勉手当の算定の基礎となる勤続期間を有する者については、その期間に応じた期末手当相当額及び勤勉手当相当額を支給する。

2 期末手当相当額及び勤勉手当相当額は、教職員給与規則第29条及び第30条の規定を準用し、特定年俸制適用教職員となった日（以下「特定年俸制切替日」という。）の直前の職務の級及び号給等を基礎として、特定年俸制切替日以後の最初の基準日を基に、当該基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の教職員給与規則の適用を受けていた期間に応じて算定した額とする。

(研究代表者等特別手当)

第21条の2 研究代表者等特別手当は、教職員給与規則第30条の2の規定を準用する。

(給与の支給日)

第22条 本給、本給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当は、その月の月額を毎月17日に、特殊勤務手当、管理職員特別勤務手当、超過勤務手当及び深夜勤務手当は、その月の分を翌月17日に支給する。ただし、支給定日（毎月17日をいう。以下この項において同じ。）が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日（その日が休日に当たるときは、支給定日の翌日）に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日（その日が休日に当たるときは、支給定日の前々日）に、支給定日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日に当たるときは、支給定日の翌日に支給する。

2 業績手当は、6月30日及び12月10日に、外部資金獲得手当及び研究代表者等特別手当は、12月10日に支給する。ただし、その日が日曜日に当たるときは、前々日に、土曜日に当たるときは、前日に支給する。

(給与の支払)

第23条 特定年俸制適用教職員の給与は、その全額を現金で、直接特定年俸制適

用教職員に支払うものとする。ただし、法令又は労基法第24条の規定に基づく協定に定めるものは、これを給与から控除して支払うものとする。

2 前項の給与は、特定年俸制適用教職員の同意を得た場合には、その者の預金又は貯金への振込みの方法によって支払うことができる。

(日割計算)

第24条 新たに特定年俸制適用教職員となった者には、その日から本給を支給し、本給月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた本給を支給する。

2 特定年俸制適用教職員が離職したときは、その日までの本給を支給する。

3 特定年俸制適用教職員が死亡したときは、その月までの本給を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により本給を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その本給額は、その月の現日数から国立大学法人埼玉大学教職員の労働時間、休暇等に関する規則（以下「労働時間等規則」という。）第10条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 前4項の規定は、本給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、地域手当の支給について準用する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第25条 勤務1時間当たりの給与額は、本給、本給の調整額、これらに対する地域手当、管理職手当、初任給調整手当の月額合計額を1年間における1月平均所定労働時間数で除して得た額とする。

(端数計算)

第26条 この規則により勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第27条 この規則により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(休職者の給与)

第28条 特定年俸制適用教職員が業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病により、就業規則第14条第1項第1号に基づく休職を命ぜられた場合には、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。ただし、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところにより、休業補償給付又は傷病補償年金がある場合には、給与の額からその補償の額を控除した残額を支給する。

2 特定年俸制適用教職員が前項の傷病以外の傷病により休職を命ぜられた場合に

は、その休職期間が1年に達するまでは、本給、業績手当（勤勉手当に相当する額を除く。）、扶養手当、地域手当及び住居手当の100分の80を支給することができる。

3 特定年俸制適用教職員が刑事事件に関し起訴され休職を命ぜられた場合には、その休職の期間中、本給、扶養手当、地域手当及び住居手当の100分の60以内を支給することができる。

4 特定年俸制適用教職員が学校、研究所、病院等の公共施設において、その者の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究等の業務に従事することにより、就業規則第14条第1項第3号に基づく休職を命ぜられた場合には、その休職の期間中、本給、扶養手当、地域手当及び住居手当の100分の70並びに業績給の100分の100を支給することができる。

5 特定年俸制適用教職員が前4項に掲げる休職以外の休職を命ぜられた場合におけるその休職中の給与については、その都度定める。

（育児休業者等の給与）

第29条 労働時間等規則第23条の規定により育児休業等をする特定年俸制適用教職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

(2) 育児休業をしている特定年俸制適用教職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある特定年俸制適用教職員については前号の規定にかかわらず、当該基準日に係る業績手当を支給することができる。

(3) 特定年俸制適用教職員が育児部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、第31条の規定にかかわらず、その勤務しない時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（介護休業者等の給与）

第30条 労働時間等規則第24条の規定により介護休業等をする特定年俸制適用教職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 介護休業をしている期間については、給与を支給しない。

(2) 介護休業をしている特定年俸制適用教職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある特定年俸制適用教職員については前号の規定にかかわらず、当該基準日に係る業績手当を支給することができる。

(3) 特定年俸制適用教職員が介護部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、次条の規定にかかわらず、その勤務しない時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（給与の減額）

第31条 特定年俸制適用教職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき

特に承認があった場合を除き、第25条に規定する勤務1時間あたりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

(雑則)

第32条 この規則に定めるもののほか、特定年俸制適用教職員の給与に関し必要な事項は、教職員給与規則の適用を受ける教職員の例による。

(この規則により難い場合の措置)

第33条 特別の事情によりこの規則によることができない場合又はこの規則によることが著しく不相当であると学長が認める場合は、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、令和4年2月1日から施行する。

附 則 (令和4.3.28 3規則67)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4.11.24 4規則31)

この規則は、令和4年12月1日から施行する。

附 則 (令和5.11.30 5規則39)

この規則は、令和5年12月1日から施行する。

(別表)

2級			3級			4級			5級			6級			7級		
号給	本給月額	基本年俸額	号給	本給月額	基本年俸額	号給	本給月額	基本年俸額	号給	本給月額	基本年俸額	号給	本給月額	基本年俸額	号給	本給月額	基本年俸額
1	233,100	2,797,200	1	290,700	3,488,400	1	335,600	4,027,200	1	410,200	4,922,400	1	535,900	6,430,800	1	708,000	8,496,000
2	235,400	2,824,800	2	293,300	3,519,600	2	338,500	4,062,000	2	412,500	4,950,000	2	538,900	6,466,800	2	763,000	9,156,000
3	237,600	2,851,200	3	295,700	3,548,400	3	341,500	4,098,000	3	414,600	4,975,200	3	542,000	6,504,000	3	820,000	9,840,000
4	239,600	2,875,200	4	298,000	3,576,000	4	344,500	4,134,000	4	416,700	5,000,400	4	545,100	6,541,200	4	898,000	10,776,000
5	241,700	2,900,400	5	300,300	3,603,600	5	347,400	4,168,800	5	418,600	5,023,200	5	548,100	6,577,200			
6	243,400	2,920,800	6	302,600	3,631,200	6	349,800	4,197,600	6	421,000	5,052,000	6	550,500	6,606,000			
7	245,100	2,941,200	7	304,700	3,656,400	7	352,300	4,227,600	7	423,200	5,078,400	7	553,000	6,636,000			
8	246,900	2,962,800	8	306,900	3,682,800	8	354,700	4,256,400	8	425,500	5,106,000	8	555,400	6,664,800			
9	249,000	2,988,000	9	309,200	3,710,400	9	357,200	4,286,400	9	427,200	5,126,400	9	557,700	6,692,400			
10	251,300	3,015,600	10	311,600	3,739,200	10	359,800	4,317,600	10	429,700	5,156,400	10	559,500	6,714,000			
11	253,600	3,043,200	11	314,000	3,768,000	11	362,400	4,348,800	11	431,900	5,182,800	11	561,400	6,736,800			
12	255,600	3,067,200	12	316,400	3,796,800	12	365,200	4,382,400	12	434,100	5,209,200	12	563,300	6,759,600			
13	257,700	3,092,400	13	318,700	3,824,400	13	367,800	4,413,600	13	435,500	5,226,000	13	565,000	6,780,000			
14	260,100	3,121,200	14	320,700	3,848,400	14	369,500	4,434,000	14	437,700	5,252,400	14	566,400	6,796,800			
15	262,400	3,148,800	15	322,700	3,872,400	15	371,700	4,460,400	15	439,900	5,278,800	15	567,700	6,812,400			
16	264,700	3,176,400	16	324,400	3,892,800	16	373,900	4,486,800	16	442,200	5,306,400	16	568,900	6,826,800			
17	266,600	3,199,200	17	326,400	3,916,800	17	375,600	4,507,200	17	444,300	5,331,600	17	570,200	6,842,400			
18	269,400	3,232,800	18	328,200	3,938,400	18	377,600	4,531,200	18	446,600	5,359,200	18	571,000	6,852,000			
19	272,200	3,266,400	19	330,000	3,960,000	19	379,600	4,555,200	19	448,800	5,385,600	19	571,700	6,860,400			
20	274,900	3,298,800	20	331,700	3,980,400	20	381,400	4,576,800	20	451,100	5,413,200	20	572,400	6,868,800			
21	277,600	3,331,200	21	333,100	3,997,200	21	383,200	4,598,400	21	453,100	5,437,200	21	573,200	6,878,400			
22	280,200	3,362,400	22	335,500	4,026,000	22	384,700	4,616,400	22	455,400	5,464,800						
23	282,700	3,392,400	23	337,600	4,051,200	23	385,900	4,630,800	23	457,800	5,493,600						
24	285,100	3,421,200	24	339,800	4,077,600	24	387,100	4,645,200	24	460,100	5,521,200						
25	287,500	3,450,000	25	341,600	4,099,200	25	388,200	4,658,400	25	462,100	5,545,200						
26	290,000	3,480,000	26	343,500	4,122,000	26	389,900	4,678,800	26	464,200	5,570,400						
27	292,400	3,508,800	27	345,600	4,147,200	27	391,600	4,699,200	27	466,300	5,595,600						
28	294,900	3,538,800	28	347,700	4,172,400	28	393,300	4,719,600	28	468,400	5,620,800						
29	297,300	3,567,600	29	349,600	4,195,200	29	395,000	4,740,000	29	470,400	5,644,800						
30	299,600	3,595,200	30	351,500	4,218,000	30	396,600	4,759,200	30	472,700	5,672,400						
31	301,800	3,621,600	31	353,300	4,239,600	31	398,000	4,776,000	31	474,900	5,698,800						
32	304,000	3,648,000	32	355,000	4,260,000	32	399,300	4,791,600	32	476,800	5,721,600						
33	306,200	3,674,400	33	356,900	4,282,800	33	400,900	4,810,800	33	478,700	5,744,400						
34	308,400	3,700,800	34	358,500	4,302,000	34	402,500	4,830,000	34	480,800	5,769,600						
35	310,900	3,730,800	35	360,000	4,320,000	35	404,000	4,848,000	35	483,000	5,796,000						
36	313,100	3,757,200	36	361,400	4,336,800	36	405,700	4,868,400	36	485,000	5,820,000						
37	315,400	3,784,800	37	362,800	4,353,600	37	406,800	4,881,600	37	487,100	5,845,200						
38	316,700	3,800,400	38	364,800	4,377,600	38	408,300	4,899,600	38	489,100	5,869,200						
39	318,300	3,819,600	39	366,700	4,400,400	39	409,800	4,917,600	39	491,000	5,892,000						
40	319,700	3,836,400	40	368,400	4,420,800	40	411,000	4,932,000	40	492,900	5,914,800						
41	321,100	3,853,200	41	370,100	4,441,200	41	411,900	4,942,800	41	494,900	5,938,800						
42	321,500	3,858,000	42	371,900	4,462,800	42	413,500	4,962,000	42	496,800	5,961,600						
43	321,900	3,862,800	43	373,500	4,482,000	43	415,000	4,980,000	43	498,500	5,982,000						
44	322,300	3,867,600	44	374,900	4,498,800	44	416,600	4,999,200	44	500,400	6,004,800						
45	322,900	3,874,800	45	376,600	4,519,200	45	417,900	5,014,800	45	502,300	6,027,600						
46	323,400	3,880,800	46	378,300	4,539,600	46	419,400	5,032,800	46	504,100	6,049,200						
47	324,200	3,890,400	47	379,800	4,557,600	47	420,800	5,049,600	47	505,900	6,070,800						
48	325,000	3,900,000	48	381,300	4,575,600	48	422,300	5,067,600	48	507,700	6,092,400						
49	325,600	3,907,200	49	382,800	4,593,600	49	423,600	5,083,200	49	509,400	6,112,800						
50	326,300	3,915,600	50	384,400	4,612,800	50	424,800	5,097,600	50	511,100	6,133,200						
51	327,000	3,924,000	51	385,900	4,630,800	51	426,100	5,113,200	51	512,900	6,154,800						
52	327,700	3,932,400	52	387,500	4,650,000	52	427,300	5,127,600	52	514,800	6,177,600						
53	328,700	3,944,400	53	388,600	4,663,200	53	428,000	5,136,000	53	516,300	6,195,600						
54	329,400	3,952,800	54	390,100	4,681,200	54	428,900	5,146,800	54	517,900	6,214,800						
55	329,800	3,957,600	55	391,500	4,698,000	55	429,800	5,157,600	55	519,600	6,235,200						
56	330,400	3,964,800	56	393,100	4,717,200	56	430,700	5,168,400	56	521,200	6,254,400						
57	330,800	3,969,600	57	394,400	4,732,800	57	431,500	5,178,000	57	522,800	6,273,600						
58	331,500	3,978,000	58	395,800	4,749,600	58	432,400	5,188,800	58	524,100	6,289,200						
59	332,200	3,986,400	59	397,100	4,765,200	59	433,300	5,199,600	59	525,400	6,304,800						
60	332,800	3,993,600	60	398,400	4,780,800	60	434,100	5,209,200	60	526,600	6,319,200						
61	333,500	4,002,000	61	399,600	4,795,200	61	434,800	5,217,600	61	527,800	6,333,600						
62	334,400	4,012,800	62	401,000	4,812,000	62	435,700	5,228,400	62	528,800	6,345,600						
63	335,300	4,023,600	63	402,400	4,828,800	63	436,700	5,240,400	63	529,800	6,357,600						
64	336,100	4,033,200	64	403,800	4,845,600	64	437,600	5,251,200	64	530,800	6,369,600						
65	336,800	4,041,600	65	404,800	4,857,600	65	438,500	5,262,000	65	531,400	6,376,800						
66	337,800	4,053,600	66	405,900	4,870,800	66	439,400	5,272,800	66	532,300	6,387,600						
67	338,500	4,062,000	67	406,900	4,882,800	67	440,400	5,284,800	67	533,200	6,398,400						
68	339,500	4,074,000	68	408,000	4,896,000	68	441,300	5,295,600	68	534,100	6,409,200						
69	340,100	4,081,200	69	408,900	4,906,800	69	442,300	5,307,600	69	535,000	6,420,000						
70	341,000	4,092,000	70	409,700	4,916,400	70	443,300	5,319,600	70	535,800	6,429,600						
71	341,900	4,102,800	71	410,500	4,926,000	71	444,200	5,330,400	71	536,500	6,438,000						
72	342,800	4,113,600	72	411,200	4,934,400	72	445,200	5,342,400	72	537,000	6,444,000					</	

91	357,100	4,285,200	91	420,200	5,042,400	91	456,600	5,479,200
92	357,500	4,290,000	92	420,500	5,046,000	92	456,900	5,482,800
93	357,900	4,294,800	93	420,800	5,049,600	93	457,200	5,486,400
94	358,300	4,299,600	94	421,200	5,054,400	94	457,600	5,491,200
95	358,800	4,305,600	95	421,500	5,058,000	95	457,900	5,494,800
96	359,200	4,310,400	96	421,800	5,061,600	96	458,200	5,498,400
97	359,800	4,317,600	97	422,100	5,065,200	97	458,500	5,502,000
98	360,300	4,323,600	98	422,500	5,070,000	98	458,900	5,506,800
99	360,700	4,328,400	99	422,800	5,073,600	99	459,200	5,510,400
100	361,200	4,334,400	100	423,100	5,077,200	100	459,500	5,514,000
101	361,600	4,339,200	101	423,400	5,080,800	101	459,800	5,517,600
102	362,100	4,345,200	102	423,800	5,085,600			
103	362,400	4,348,800	103	424,100	5,089,200			
104	362,800	4,353,600	104	424,400	5,092,800			
105	363,300	4,359,600	105	424,700	5,096,400			
106	363,700	4,364,400	106	425,000	5,100,000			
107	364,200	4,370,400	107	425,300	5,103,600			
108	364,700	4,376,400	108	425,600	5,107,200			
109	365,100	4,381,200	109	425,900	5,110,800			
110	365,600	4,387,200	110	426,200	5,114,400			
111	366,100	4,393,200	111	426,500	5,118,000			
112	366,500	4,398,000	112	426,800	5,121,600			
113	366,900	4,402,800	113	427,100	5,125,200			
114	367,300	4,407,600	114	427,400	5,128,800			
115	367,800	4,413,600	115	427,700	5,132,400			
116	368,200	4,418,400	116	428,000	5,136,000			
117	368,600	4,423,200	117	428,200	5,138,400			
118	369,000	4,428,000						
119	369,500	4,434,000						
120	369,900	4,438,800						
121	370,200	4,442,400						
122	370,600	4,447,200						
123	371,100	4,453,200						
124	371,400	4,456,800						
125	371,800	4,461,600						
126	372,300	4,467,600						
127	372,800	4,473,600						
128	373,200	4,478,400						
129	373,600	4,483,200						
130	374,100	4,489,200						
131	374,600	4,495,200						
132	375,100	4,501,200						
133	375,600	4,507,200						
134	376,100	4,513,200						
135	376,600	4,519,200						
136	377,100	4,525,200						
137	377,600	4,531,200						
138	378,100	4,537,200						
139	378,600	4,543,200						
140	379,100	4,549,200						
141	379,600	4,555,200						

備考 7級は、ノーベル賞、フィールズ賞、文化勲章、文化功労者、日本学士院賞、日本学士院エジンバラ公賞、日本芸術院賞の受賞者又はこれらの賞に相当する賞の受賞者であって、別に学長が指定する者に適用する。